

都、14団体と災害協定締結へ

大規模災害が起きた際に地域の復興支援を円滑に進めるため、都は5日、弁護士や建築士、税理士など専門家の14団体と協定を結ぶと発表した。

「土地の権利書を焼失した場合」 「マンションの再建方法は」 「建物の全壊と半壊をどう診断するか」 など被災時に直面する問題

に専門家の立場からアドバイスしてもらおうという狙い。1995年の阪神大震災時に、倒壊した建物や更地になった土地をめぐって、住民らの複雑な権利関係の調整に手間取り、街の復興に支障が出たことを教訓にした。

今月11日に都と「復興まちづくりの支援に関する協

定」を結ぶのは、都内にあつる3弁護士会や東京司法書士会、東京都行政書士会、東京土地家屋調査士会、日本建築家協会などの計14団体。都によると、自治体がこうした協定を結ぶのは全国初という。

活動は、①被災住民に対する法律相談や助言②震災に強い街づくりを進めるた

めの研修会や訓練の開催の2点が柱。災害の発生時に都の要請に基づき、専門家がチームを組んで速やかに被災地入りするほか、普段も定期的に地域住民の相談に応じるなどして都との連携強化に努めていく。

石原知事は、協定締結について「速やかな復興を可能にするだけでなく、被災前よりも安全で住みやすい街ができるようにしたい」と述べた。